

# 一般質問通告事項一覧表

平成29年 第1回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
1	坂井 美穂	町民目線での役場庁舎建設を	市町村役場機能緊急保全事業による、庁舎の建て替えに向けた予算が計上されている。この財政措置に対して、事業年度は4年間と短いため、庁舎建設に対する検討も急がれると思う。そこで、現段階で何を重視されているのか、どのような構想を持っておられるのかを伺う。住民サービス向上のためこれまでの本庁舎機能分散を集約するのか。また、ユニバーサルデザインの推進等を含めた町長の考えを伺う。	町長	
2	〃	無年金者救済法への町の支援	<p>昨年11月に成立した無年金者救済法により、公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間が今年の8月以降、25年から10年に短縮される。実際に年金を受け取るには請求手続きを行う必要がある。</p> <p>2月末から7月上旬にかけて年金請求書が対象者に送付され、手続きを行うことになる。</p> <p>①新たな対象者には日本年金機構から請求書類が届くが町としても分かりやすいように制度の周知・情報提供が必要では。</p> <p>②独り暮らしの高齢者などの請求手続きについて、特に相談窓口を設ける等、請求漏れのないように町として支援できないか。</p> <p>以上を町長に伺う。</p> <p>③将来のために児童・生徒への年金教育の充実が必要と思われるが、教育長の見解を伺う。</p>	町長 教育長	
3	〃	産後の総合的な母子支援強化を	<p>当町の次世代育成支援対策推進行動計画のなかで妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実が計画されているが、現在、産後の母親に対してどのような支援がなされているかを伺う。</p> <p>特に精神的に不安定になりがちな出産後の女性に対してどのようなサポートがなされているか、また適切な対応がとれるようなスタッフの体制が必要と思われるが、現在の体制と状況を具体的に伺う。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
4	門田 淳	①環境問題「ごみ処理の課題」について	<p>平成 29 年度町政執行方針の環境対策の中で、交流人口が多いことから、ごみ処理全般にわたって適正な処理処分とごみの分別徹底と排出抑制を行っていくと述べられているが次の点について町長にお伺いします。</p> <p>①適正な処理処分とごみの分別徹底と排出抑制の具体策について。</p> <p>②本町の収集ごみは、分別数が多いことから、分別の不徹底、指定日以外の分別ごみの排出、ごみステーション内のごみの氾濫など課題が生じている箇所も見受けられるが今後の対応策について。</p> <p>③増えているアパート建設に伴い、ごみステーション設置義務はあるのか。</p>	町長	
5	〃	②今後のまちづくりの財源確保について	<p>北海道は、観光振興の財源確保を目指して法定外目的税である観光税の導入について検討に入りましたが次の点について町長にお伺いします。</p> <p>①道の観光振興の財源確保について町長の考えは。</p> <p>②まちとして今後のまちづくりの財源確保について取り組むべきだと思いがいかがか。</p>	町長	
6	〃	③新幹線「在来線」について	<p>2030 年の北海道新幹線倶知安駅開業に向けての在来線の課題について町長にお伺いします。</p> <p>①新幹線開業に向けての在来線の存続についての協議がなされている中ではありますが、昭和 61 年に廃止となった旧胆振線の代替えバスになったの効果と課題について。</p> <p>②倶知安駅の開業を見据えた駅周辺の整備構想についてより具体的に検討していくために、まちとして在来線の存続した場合と廃止となった場合の構想は進んでいるのか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
7	門田 淳	④役場庁舎建替について	<p>新年度予算に新庁舎の予算計上がされておりますが次の点について町長にお伺いします。</p> <p>①役場庁舎建替にむけてのスケジュールについて。</p> <p>②工事発注にあたって、地元業者への波及効果拡大について。</p>	町長	
8	〃	⑤高齢者住宅支援について	<p>町の中心部に高齢者住宅を建設し、雪の心配がない暮らしを実現する町長の公約について、平成 29 年度末に策定される都市計画マスタープランと中心市街地活性化基本計画におりこみ、事業を進めていかないのか町長にお伺いします。</p>	町長	
9	〃	⑥ふるさと納税について	<p>①ふるさと納税の平成 28 年度の業者委託分の総額は。</p> <p>②今後のふるさと納税の業者委託の考え方は。</p>	町長	
10	古谷 眞司	多文化共生の倶知安ならではの教育推進について	<p>平成 28 年 2 月に示された倶知安町教育大綱では、めざす町の姿として、「ふれあい豊かに 質の高い暮らしと文化があるまち」とし、町に暮らす人々同士や国内各地・世界の人々との豊かなふれあいを基本に一人ひとりが信頼と協働の心でつながり、より良い暮らしを創りあげていくよう、地域資源を活かして町を元気にしていく様をイメージしていますとあります。</p> <p>町長に伺います。本町では今後、地域資源をどのように活かし、持続的な教育環境を整えて行くのか見解を伺います。(町長)</p> <p>次に教育長へ伺います。今年においては外国人登録者が 1 月で人口の約 1 割を超え、年々登録者数が増えています。登録者の年代は、若い世代に集中していると考えるところです。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(10)	(古谷 眞司)		<p>前頁より</p> <p>また子ども世代も今後数年は大きく減少することが無いように考えます。この様な人口動態があるのはこの地域の特別な環境と考えます。</p> <p>この様な現状から本町の特色ある多文化共生の教育が重要であると考えます。国内や、世界の人たちと豊かなふれあいをするためには、語学教育もさることながら、多様な文化の理解と尊重の精神をもち、探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成する事が大切と考え、それに見合ったシステムが必要と考えるが教育長の見解を伺います。(教育長)</p>		
11	木村 聖子	俱知安町特有の英語教育について	<p>「イングリッシュデイキャンプ」や中学校・高校の英語科教員による小中学校への「乗入れ授業」など、本町独自に進めている「小中高の英語連携事業」は成果をあげてきていることと感じています。更なるスキル向上を期待し、本町の特色を活かした今後の英語教育についてお伺いします。</p> <p>1、外国人居住者が多い本町の特色を活かし、地域外国人の方の協力による英語教育や事業活動参加の可能性について伺います。</p> <p>2、英語検定は、英語にもっと親しみや興味を持つきっかけを作り、スキルを身に付けるには目に見える成果のひとつとして有効と考えます。</p> <p>また、大学等の入試における学科試験免除、入学金・授業料免除や英語科目の単位認定など優遇措置をしている学校があります。</p> <p>各種英語検定受験の促進についてお考えを伺います。</p>	教育長	
12	作井 繁樹	一、当初予算と補正予算の整理・厳格化	<p>当初予算とは通年予算として編成、補正予算とは当初予算編成時に予期できなかったものと承知しているものの、結果として本来の補正予算とは言い難い補正予算も散見される。改めて当初予算と補正予算の整理・厳格化を図るべく順次伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(12)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>1、当初予算と補正予算の認識 確認の意味で、当初予算と補正予算、それぞれの認識を伺う。</p> <p>2、補正の回数と差額 過去5カ年度（H23～27）の補正の回数、当初予算と決算額（歳出）の差額を伺う。</p> <p>3、内部での検証 当初予算編成時に予期できなかった本来の補正予算、残念ながら当初予算の見積もりが誤っていた、あるいは漏れていたことによる補正予算、内部での検証は成されているか、見解を伺う。</p>		
13	〃	二、予算編成過程の見える化	<p>全国的に予算編成過程の見える化、編成過程を公開する自治体が増えている。本町においても予算編成過程の見える化を推進すべく順次伺う。</p> <p>1、次年度予算編成作業スケジュールの作成、公表、町民への周知 例えば、9月に町民意見聴取（まちづくり懇談会）、10月に団体・議会（会派）意見聴取並びに予算編成方針（要領）説明、11月に事業計画各課ヒアリング、翌年1月に予算編成各課ヒアリング、2月予算案公表、3月の定例会にて予算案審議並びに可決、的スケジュールの作成、公表、町民への周知を図るべき、見解を伺う。</p> <p>2、各課ヒアリングの公開 ニセコ町では、次年度予算編成方針説明（10月上旬頃）、事業計画各課ヒアリング（10月下旬～11月頃）、予算編成各課ヒアリング（翌年1月頃）をすべて公開で実施している。本町も公開実施すべき、見解を伺う。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
14	作井 繁樹	三、財政シミュレーション	<p>平成 27 年 5 月に作成された一般会計財政シミュレーション、そこには反映されていないが既に決定している事業、また、現時点では決定はしていないものの、今後想定される事業も明確になりつつある。</p> <p>北海道新幹線の札幌延伸、倶知安駅開業等が予定されている平成 42 (2030) 年を一つの基準とする財政シミュレーションを算出すべく順次伺う。</p> <p>1、新年度予算を反映させた実質公債費比率と将来負担比率  実質公債費比率 16%未満、将来負担比率 200%未満が当面の目標と承知しているが、新年度予算を反映させた実質公債費比率と将来負担比率の数値を伺う。</p> <p>2、現時点でシミュレーションに反映可能な事業  平成 42 年までの事業として、藤・めぐみ両こども園整備、サンスポーツランド・ひらふ第一駐車場の再整備、役場庁舎の建替え、小学校の適正配置に伴う統廃合、厚生病院の改修、消防はしご車導入・消防士増員（最低 2 人×3 セット）、新幹線駅舎・駅舎周辺整備、余市倶知安道路周辺整備、札幌冬季五輪アルペン競技会場・プレスセンター整備、清掃センター・現役場庁舎・ジャンプ台等老朽化施設解体、現在策定中の公共施設等総合管理計画等が加わることも想定できるが、現時点で反映可能な事業を伺う。</p> <p>3、反映可能な事業を加えた実質公債費比率と将来負担比率  実質公債費比率は 25%、将来負担比率は 350%が早期健全化基準のデッドライン。反映可能な事業を加えた実質公債費比率、並びに将来負担比率の数値を伺う。</p>	町長	
15	〃	四、既存税目の見直しによる財源確保	<p>エリアマネジメント条例施行に伴い、運営等に要する費用を徴収する手法に関する議論をきっかけに、庁舎内、並びに総務常任委員会においても、税に関する様々な議論が成されてきたと承知。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(15)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>それとは別に、過去の様々な検討経過等も踏まえ、以下の既存税目の見直しによる財源確保について順次伺う。</p> <p>1、町税の前納奨励金制度の実施 前納奨励金制度を実施し、年度当初の町税納付率を上げることで、金融機関からの一時借入金利子等を抑制できるものと考えているが、過去の検討経過、並びに見解を伺う。</p> <p>2、固定資産税の超過課税の実施 新たな税目（別荘税、宿泊税等）の検討以前に、固定資産税の超過課税の可能性を追求することが必要と考えるが、過去の検討経過、並びに見解を伺う。</p> <p>3、軽自動車税の超過課税の実施 多くはないものの、平成 27 年 4 月 1 日現在、全国で 17 の団体が実施している軽自動車税の超過課税、過去の検討経過、並びに見解を伺う。</p> <p>4、入湯税の超過課税の実施 これも多くはないが、平成 27 年 4 月 1 日現在、全国で 3 つの団体が実施している入湯税の超過課税、過去の検討経過、並びに見解を伺う。</p>		
16	山田 勉	トンネル工事土砂搬出による住民への周知と対応	<p>新幹線二ツ森トンネル工事開始にあたり、地先である北部地区での打合せが去る 2 月 18 日に行われ、4 月 20 日頃より土砂搬出が段階的に始まり、1 日 20 台程度の運搬から、6 月には本格的に 100 台の運搬を予定していると聞いております。</p> <p>多数の工事車両が住宅密集地を往来することに無理があり、疑問を感じている 1 人として、次の点について伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(16)	(山田 勉)		<p>前頁より</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、運行経路について十分協議はなされているか。</li> <li>2、南3条の道道俱知安ニセコ線の人や車の通行量調査等により工事開始後の時間帯等のシミュレーションを行い、事業所や地域住民に知らせるべきではないか。</li> <li>3、大型トラックが信号機で停滞する場合の、死角による安全の検証について</li> <li>4、町外及び外国人観光客への周知について</li> <li>5、土砂運搬について広報折り込みでチラシが配布されているが、町民目線での周知について</li> <li>6、西小学校通学の横断道であり、登下校時の交通安全について教育長に伺う。</li> <li>7、工事現場に戻る空車のルート変更は考えていますか。</li> </ol>		
17	〃	<p>学校給食センター跡地利用と道営住宅新設誘致と払い下げについて</p>	<p>新年度予算に旧学校給食センター解体工事費として1,800万円ほど計上されています。跡地利用は昨年も質問で取り上げられ、宅地用として売却予定との返答がありました。大型事業も続き売却もしかたないのかなと受け止めていましたが、改めて見解を伺います。</p> <p>また、敷地面積はどの位あるのか、更に分譲するとしたら何戸位になるのか伺う。</p> <p>更に現在町内では新築の賃貸物件等が盛んに建設中で、スキー場従業員や工事関係者等が入居されるとも聞いており、2019年花園地区でオープン予定の大きなホテル等の建設予定の説明会もありました。住宅事情は益々ヒートアップする事が想定されます。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(17)	(山田 勉)		<p>前頁より</p> <p>町内の賃貸料は札幌より高いと言われる程で、若い地元で働く子育て世代には負担が大きく、町営住宅も倍率が高く、若い世代を支援し、また、町外へ移住する歯止め対策としても公営住宅が必要と考える。</p> <p>新設の道営住宅を誘致し、段階的に払い下げを受ける必要があると考えるが、見解を伺う。</p>		
18	田中 義人	まちづくりについて	<p>西江町政になり 2 年が過ぎたが、公共施設の更新など財政政策についてはスムーズではないにしろ進んでいる。行政機能と政策の実現性は相関関係があるが、これまでの動きを鑑みて、下記のまちづくりに関する事を町長に伺う。</p> <p>1 新幹線新駅に伴う、駅前通りの再開発の検討が進んでいるが、幾つかの計画策定や見直しと共に、民間での検討委員会などが同時並行的に複数活動しているが、町として土地を取得するなどの政策的予算が計上されていない。</p> <p>各意見の取りまとめ、出た結論に対して具体的な行政の役割・関与をどのように行いコントロールしていくつもりか、町長に伺う。</p> <p>2 職員との情報共有は、自治体を行政機関として機能させる基本と考える。西江町長の平成 28 年度の出張や会合への出席回数はどれほどか。そろそろ地に足をつけ、庁舎内に留まり、じっくりと職員と共に課題を一つ一つ解決していく地道な作業に取りかかるべきと考えるが、見解を伺う。</p>	町長	
19	〃	スキーのまちとして	<p>平成 29 年 2 月 25 日、ニセコグラン・ヒラフスキー場とニセコビレッジの間に位置する完全立入禁止区域「春の滝」で雪崩に巻き込まれ、1 名の倶知安町民が亡くなられる、非常に痛ましい事故がおきました。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(19)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>今後このような事故が起きないように、行政の役割と、民間との連携を更に進めなければならないと考えるが、下記の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ニセコルールをどのようにバックアップしていくのか</li> <li>2 スキー場エリア外での活動を目的としたレンジャーについて</li> <li>3 商業パスと自然公園法の整合性について</li> <li>4 ニセコ観光局協議会で進めてきたガイド制度について</li> <li>5 ニセコ町や北海道との連携が不可欠な事項。連携体制の現状と今後について</li> </ol>		
20	〃	財源確保について	<p>国からの交付金が減り続ける中、今後の財源確保をどのように行っていくのか。</p> <p>そんな中、平成 29 年度の町政執行方針の重点政策「観光の推進」の中で「新たな税財源を確保するための制度作りを推進する」と盛り込まれた事は非常に評価できる。</p> <p>町税の税収を増やすには、新たな税制度の導入を除けば、人口増、法人数の増、そして固定資産の増しか実質ない。町長に下記の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな税財源を確保する為の制度とは、具体的案があればお示し頂きたい。また、それによる税収の用途は。</li> <li>2 町民税、法人税を伸ばす為の政策は。</li> </ol> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(20)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>3 固定資産税増は開発に依存するところが多い。今後の伸び率の予測と減収に転じる時期の見込みは。</p> <p>4 固定資産税の不均一課税は不可能。現行制度の下で考えると、ニセコひらふ地区の都市計画区域化、評価額の見直しは必須と考える。見解を伺う。</p>		
21	榊 政信	町内会活性化促進条例を制定しませんか	<p>町内会は、まちづくりを支える重要なコミュニティです。</p> <p>地域の防犯灯やゴミステーションの維持管理はもとより、交通安全の啓発や防犯パトロールに美化活動。お年寄りや子供たちへの声掛けや見守り、地域でのお祭りの開催など住民主体の様々な活動を行っています。まさに協働のまちづくりを担っていると言えます。</p> <p>しかし、最近では加入率の低下と共に少子高齢化に伴う役員の高齢化が進んでおります。特に、若者世帯や単身世帯、アパート居住世帯の加入が減少しております。</p> <p>近年、アパート建設が急増しており、平成27年度に15棟（約96戸）、28年度で27棟（約222戸）の共同住宅や長屋が建設されて、居住者が増えていますが、町内会の加入者は増えていないようです。</p> <p>東日本大震災から6年が経過しました。震災を機に地域コミュニティの重要性が見直されております。</p> <p>町内会活動が盛んなところほど被害が少なく、復興も早く進んでいるとのこと。</p> <p>町内会の抱える課題の克服や活動の活性化のため、埼玉県八潮市や所沢市などでは、町内会への加入を促進するための「町内会加入促進条例」を制定しています。</p> <p>また、札幌市や富良野市では、市役所として「町内会加入促進の取組み」や「町内会加入マニュアル」を作成したり、宅建協会などの民間団体と協定を結ぶなど積極的に支援を行っています。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(21)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>本町の第5次総合計画では、自治の仕組みのひとつであるエリア型コミュニティとして町内会が位置付けられています。また防災計画では、町内会による自主防災計画や訓練が計画されています。</p> <p>町内会の活性化のためにも「町内会加入促進及び活性化条例」の制定や加入促進の取組みが必要と思われます。町長の見解をお聞かせ下さい。</p>		
22	〃	「業務継続計画（BCP）」の策定は	<p>行政の「業務継続計画（BCP）」は、災害が発生した場合、まずは災害応急対応を行います。その後、復旧や復興に向けた業務の他、通常業務も継続していくためのものです。</p> <p>平成27年に内閣府により市町村のための業務継続計画作成ガイドが作成され、町にも計画策定の通達があったと思いますが、まだ、策定に至っておりません。</p> <p>新年度行政執行方針において、役場庁舎建替えに向けた取組みをはじめると述べております。建替えには、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用して行う予定とされています。</p> <p>活用する要件のひとつに新庁舎を「業務継続計画」に位置付けなければなりません。本町の業務継続計画の策定は、いつから始めますか。</p> <p>現在、議会でも「議会の業務継続計画」の策定に向けた調査をはじめています。地域防災計画には、議会の位置付けがされていませんが、「倶知安町業務継続計画」では、連携した体制や計画が必要になるとは思います。如何でしょうか。</p> <p>また、業務継続計画や地域防災計画には、ICTの活用が不可欠であり、初動期における連絡体制や連絡手段の確保や情報共有が重要と思われます。そのためには、平常時からの日々の運用が欠かせないと思っております。如何でしょうか。</p> <p>「業務継続計画」について、町長の所見をお聞かせ下さい。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
23	榊 政信	情報共有と町民参加のルール、何時からはじめますか	<p>総合政策課でまとめていた「情報共有と町民参加のルール」のマニュアルが年明けに最終確認され、決定したと思います。  何時から、運用を始める予定でしょうか。  町長からの行政報告や新年度の町政執行方針においても、言及がなかったなので、お伺いいたします。</p> <p>新年度から新たな事業の準備や取組みがはじまります。  また、今年度から引き続き行われる事業もありますので、「情報共有と町民参加のルール」に沿って進めていただきたいと思います。  当然のことですが、部署が変わっても、ルールに従って進めなければなりませんので、役場職員一人ひとりが共通認識を持って取り組む事になります。  教育委員会についても、同様に行われると思っております。  また、平成30年度からは次期総合計画策定に向けて、現在の総合計画の総括や検証が行われると思います。  「情報共有と町民参加」は、第5次総合計画にも掲げられておりますし、まちづくりの協働の仕組みそのものだと思いますので、自治のルールづくりや条例化に向けて取り組んでいただきたいと思います。  町長並びに教育長のご所見をお聞かせ下さい。</p>	町長 教育長	
24	阿部 和則	役場庁舎建て替について	<p>新しく創設された「市町村役場機能緊急保全事業」を活用した倶知安町役場建て替え計画の基本計画と基本設計費が計上されました。  平成32年度の新庁舎移転を計画しているとのことですが、そこで幾つかの質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町民の理解は得られていますか。</li> <li>2. 財政はどこまで悪化しますか。将来負担比率や実質公債費比率などを入れた具体的数値でお答えください。</li> <li>3. 町民の生活に直結する医療、福祉、各種補助金、公共料金などに影響は出ませんか。</li> </ol>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
25	阿部 和則	ふるさと納税制度の活用について	<p>10年ほど前に導入された「ふるさと納税制度」は、賛否両論があります。控除額から寄付金を差し引いた額が赤字となった県や自治体もあれば、返礼品を充実させ積極的に寄付金を集い施策に反映させている自治体もあります。</p> <p>都市圏在住の地方出身者がふるさとを応援する本来の制度から、節税をしながら地方の魅力ある物産を手に入れるツールに変わりつつあります。歳入不足に悩む自治体にとって、自由に使えるお金が入り必要な施策に手当ができるありがたい制度にもなりました。</p> <p>わが町もそのような認識を持ち積極的に活用すべきと考え以下の質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄付金から控除額（出て行ったお金）や返礼品額を引いた実収入は。</li> <li>2. 返礼品の充実が寄付金を増額させる効果のほか、観光地にとってなくてはならない特産品の開発にもつながる施策ですが、積極的に取り組む気持ちはありますか。</li> </ol>	町長	
26	盛多 勝美	環太平洋連携協定（TPP）について	<p>環太平洋連携協定（TPP）について、トランプ氏は米大統領に就任初日離脱を表明し大統領令に署名しました。</p> <p>オーストラリアなど残る11カ国は、米国抜きでも発効を目指すべきと主張しているようですが、日本は米国抜きには慎重な姿勢をとっております。</p> <p>また、米国も自由貿易協定（FTA）をちらつかせており、先が見通せない情勢であります。</p> <p>安倍政権は、TPPをにらんでの政策を打ち出し、競争力強化や輸出戦略に力を入れ農業・農村所得を10年間で倍増させる目標を掲げてきました。本町の農業者にとりましても、不安な気持ちで新しい営農に取り組まなければなりません。</p> <p>農業振興にあたり、町長は今後のTPPの行方を見据えどのような政策を考えているのかお伺いいたします。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
27	盛多 勝美	夜間・休日急病センターの運営について	<p>夜間・休日急病センターは、羊蹄医師会が運営主体となり、救急当番病院として運営されております。医師の確保や診療状況などをお聞かせください。</p> <p>また、当初この体制が定着することにより、厚生病院医師の労働負担が軽減されると聞いておりました。いかがでしょうか。</p>	町長	
28	小川 不朽	ひらふ地域が負担するロードヒーティング電気代を町費で支払うことの違法性について	<p>地方自治法第2条第16項に、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」、同17項には、「前項の規定に違反して行った地方団体の行為は、これを無効とする」と定めています。この条文を基に以下4点質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町長は平成28年6月議会で、「ひらふ地域の負担の仕組みが決まるまでの間、町が全額負担するという約束で今日まできている」と答弁しているが、その説明を求める。</li> <li>2. 前町長は平成25年12月議会で、「負担の仕組みは町・地元住民・事業者等による維持管理協定等を結んで行うもの」と答弁しているが、その説明を求める。</li> <li>3. 地方自治法第232条第1項に、「当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するもの」と規定があり、第232条の3に、「支出負担行為は、「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定している。 ひらふ地域が負担する電気代が、この規定に適合すると判断した法の根拠を示して説明を求める。</li> <li>4. 同第232条の5第1項に、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない」と規定してある。 ひらふ地域の負担割り60%の電気代が、北電と倶知安町との間に債務・債権関係があることを示して説明を求める。</li> </ol>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
29	小川 不朽	町の財務規則について	<p>地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定と財務規則第 3 条、同第 304 条との整合性について、質問します。</p> <p>財務規則第 304 条に「法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定による事務を直接補助する職員は、当該各号に定める職員とする」とあり、1 号で「課長職にある職員」と規定してある。</p> <p>同第 3 条別表 1 には、予算執行者は金額により副町長から主幹までと定めている。予算執行者が主幹の場合は、補助職員は課長となる。</p> <p>同 2 号、同 3 号には補助職員の指定がない。</p> <p>この規則で、地方自治法第 243 条の 2 に規定する職員の賠償責任の問題が発生した時に対応できるのか、町長の答弁を求める。</p>	町長	
30	〃	フロートレイル整備事業と都市公園法、町都市公園条例、まち・ひと・しごと創生法との整合性について	<p>平成 28 年 9 月・12 月議会の、町長の答弁に理解ができないので、再度質問します。</p> <p>1. 町長は 9 月議会で、「旭ヶ丘総合公園は、緑の基本計画と都市計画マスタープランにスポーツの拠点として位置づけられている」と答弁した。両計画のスポーツの拠点となる箇所を探したが見つけることができない。答弁に、該当する箇所と、スキー場夏季利用整備構想との関連について説明を求める。</p> <p>2. 町長は 9 月議会で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の 1 本である、世界に誇れる国際リゾートを加速させる事業内容の一つである」と答弁した。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針によると、都市公園法と調整するもの、と判断する。</p> <p>総合戦略第 3 章の具体的な施策の項の主な事業内容に、通年型観光地への推進のため、下記の長期滞在提案を行うと記載してあるが、提案とこの事業の実施との整合性について説明を求める。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(30)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>3. 国土交通省の都市公園運用指針に、条例による公園施設の追加が認められたと記載してある。  国土交通省のホームページに都市公園のストック効果向上に向けた手引きが載っている。既存の都市公園のストック効果として、観光振興を挙げている。  都市公園条例第39条の別表2にマウンテンバイクのコースは規定されていないので、ストックを活用できない。  観光交流の拠点を目的にされたこの事業が、都市公園法の何条に基づいて適法と判断したのか、説明を求める。</p>		
31	〃	マウンテンバイク専用コース設置に係る 占有許可について	<p>平成28年12月議会での都市公園法の町長答弁に、理解できないので再度質問します。</p> <p>1. 町長は、「都市公園条例第16条第2項は、申請者の資格を規定するものではない」と答弁した。都市公園条例第16条第1項は、「法第5条第1項の公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする」と規定してある。  その法第5条第1項とは、「都市公園を管理する者以外の者は、都市公園に公園施設を設ける場合には、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出し許可を受けなければならない」とあり、都市公園法第2条の3に、「都市公園の管理者は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては、当該地方公共団体が行う」と規定されている。  倶知安観光協会からの許可申請が、都市公園法の何条に該当するのか、根拠となった条文により説明のこと。  また、この事業の支払いはいつ行われたのか伺う。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
32	小川 不朽	マウンテンバイク専用コース実証事業について	<p>マウンテンバイク専用コースの実証事業について以下質問します。</p> <p><b>【町長に質問する】</b></p> <p>1. 町長は、平成 28 年 12 月議会で、「ノウハウを持っている倶知安観光協会に業務を委託したものである」と答弁した。 この事業内容を見ると、事業費の多くは土木に係るコースの造成が主と判断するが、一般社団法人倶知安観光協会の登記事項証明書で確認すると、この事業を受注できる業務内容は記載されていない。 財務規則第 142 条第 3 項に、「予算執行者は、随意契約による場合においては、支出負担行為に関する回議書にその根拠法令の条項を記載しなければならない」と規定している。この事業を随意契約によると意思決定した根拠法令の条項の説明を求める。</p> <p>2. 町長は、平成 28 年 9 月議会で、「スキー場の夏季利用の活性化を図る実証事業」と答弁した。 実証事業とは実用化が前提で行うものと解釈するが、冬期間のスキー場に支障があるか、ないか、雪解け後のマウンテンバイクのコースの状態はどうなるのか等のデータを取らずに原状回復を行ったのでは、この事業の効果が不明である。 地方自治法第 2 条第 14 項に、「地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しているが、何のために 400 万円の税金をかけたのか、これは同法に違反する行政行為というべきで、町長の責任は重大と判断する。 実証事業の意味と地方自治法第 2 条第 14 項について町長の見解を求める。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(32)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>【教育長に質問する】</p> <p>3. 旭ヶ丘スキー場の管理運営条例に基づき、スキー場の管理運営は教育委員会が行っているが、「町民の心身の健全なる発達と体育の普及振興に寄与することを目的として、別表第 2 に掲げる運動施設を設置する」とした都市公園条例第 39 条の規定が、観光を目的とした施設の設定が適法と判断するのか。</p> <p>この事業の意思決定と原状回復の検定に教育委員会が参加していたのか答弁を求める。</p>		
33	笠原 啓仁	『子どもの貧困』 まずは詳細な実態調査を	<p>一昨年 6 月定例議会で私は、子どもの貧困に関し「詳しい調査と細やかな施策を」との一般質問をしました。子どもの貧困に有効な対策を講ずるためにも、まずは正確な実態把握が必要であると考えたからです。</p> <p>先月 14 日放送の NHK スペシャル「見えない貧困」では、これまでどのような実態にあるのかが見えなかった子どもの貧困が、全国各地の自治体の実態調査によって明らかになってきた様子を詳細に伝えていました。</p> <p>番組を見た私自身も実態調査の必要性を痛感しました。</p> <p>そこで、以下の点についてお尋ねします。</p> <p>①道は昨年 10 月に札幌市を除く道内 13 市町で実態調査を実施しました（札幌市は独自に調査）。</p> <p>後志管内では岩内町と蘭越町が調査対象となりました。</p> <p>その調査結果については本町も把握していると思います。</p> <p>その概要についてご説明ください。</p> <p>②子どもの貧困はその実態が「見えない」というのが特徴のようです。「見えない貧困」を可視化するためにも、まずは詳細な実態調査を実施すべきだと思います。</p> <p>すでに道や札幌市では調査を実施していますので、それらの調査の内容や方法を参考に本町としても取り組むべきです。</p> <p>どうでしょうか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
34	笠原 啓仁	『役場業務』 「包括的委託」とは 何ですか	<p>先日の町政執行方針では「庁舎建替えに併せて、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、臨時職員の民間正規化や効率的・効果的に運営できる複数の業務・施設について包括的委託について調査検討します。」とあります。</p> <p>町長の言う「包括的委託」とはいったいどういうことなのでしょう。噛み砕いてご説明ください。</p>	町長	
35	〃	『町内路線バス』 有効活用に向け抜本 の見直しを	<p>1月18日開催の総務常任委員会で、平成28年度の「大和線乗降調査」についての説明がありました。</p> <p>町長においてもその調査結果については十分に把握していることと思います。</p> <p>そこで、以下の点についてお答えください。</p> <p>①調査結果を町長はどう総括していますか。</p> <p>②大和線をはじめとする町内路線バスの運行について抜本的な見直しに向けた事業者との協議を開始し、公的な交通手段を必要とする市街地住民のためのあるべき「足」の形を早急に作り上げるべきと思います。いかがでしょうか。</p>	町長	
36	〃	『改正個人情報保護 法』 全面施行による影響 とその対策は	<p>2015年9月、個人情報保護法の改正法が成立し、この5月30日に全面施行となります。</p> <p>これまでは、5,000人以上を超える個人情報を集める団体を法の対象としてきましたが、全面施行により人数制限が撤廃されます。</p> <p>そうすると、町内会活動や各種サークルなど個人情報を日常的に利活用する団体などへの影響も考えられます。</p> <p>改正法全面施行により想定される影響とその対策についての考えをお聞かせください。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
37	笠原 啓仁	「行政文書」 年号の表記基準の策 定を	役場が作成するあらゆる文書での「年号表記」に関し、以下の点についてお答えください。  ①本町の各種文書作成において元号と西暦の表記基準などはありますか。  ②統一した表記基準の策定をすべきと思いますが、いかがでしょうか。	町長	
38	〃	「ふれあい隊」 組織化を含む取り組 み状況は	平成27年度の町政執行方針で町長は、高齢者や障害者支援の柱の一つとして以下のように述べています。 「地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが地域との絆を感じられるよう、『ふれあい隊』の組織や成年後見人制度等の権利擁護を含めて、福祉関係団体や町内会などと連携して取り組んでまいります。」 この「ふれあい隊」の組織化は町長の公約でもあったと思います。 この取り組みは現在、どのような状況になっているのでしょうか。	町長	
39	〃	「小学校適正配置」 新年度の具体的な取 り組みは	『学校適正配置』の基本理念と最大の目的は何ですか」という昨年6月定例議会での私の一般質問に対し、町長、教育長はつぎのように述べました。 (町長) 「私は、子どもたちの教育においては、次代を担う子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけていくことが重要であると考えております。  次頁へ続く	町長 教育長	

番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求める者	メ モ
(39)	(笠原 啓仁)		<p>前頁より</p> <p>また、これから先の人生において、よりよい人間関係を築いていくためにも、学校教育は一定規模以上の集団で行うことを基本とし、子どもたちがその集団の中で能力を伸ばし、協調性、社会性を養い、健やかに成長していけるような環境をつくるのが行政の責務であり、適正配置の目的であると考えております。」</p> <p>(教育長)</p> <p>「学校教育では、次代を担う子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、そのような教育を十全に行うためには、一定規模の集団が確保されていることや経験年数、専門性などのバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいことであると考えております。」</p> <p>このように、町長、教育長とも学校適正配置についての立派な理念と目的を述べられています。</p> <p>しかしながら、先日の町政執行方針、教育行政執行方針では新年度における具体的な取り組みについてはまったく触れられておりません。</p> <p>実施計画の策定に向けた具体的な工程表を作成するなど、小学校適正配置における町長、教育長の理念と目的の具現化に向けた具体的な取り組みを明らかにすべきと思います。町長、教育長、いかがですか。</p>		
40	原田 芳男	後期高齢者保険について	<p>厚生労働省は、平成 28 年 12 月 27 日付で報道発表しました。</p> <p>それは「後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過少徴収について」というものです。</p> <p>次頁へ続く</p>	町 長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(40)	(原田 芳男)		<p>前頁より</p> <p>それによると電算システムの設定に誤りがあり、平成 20 年の制度発足以来、世帯主又は本人が青色申告を行っている被保険者の一部の保険料の均等割部分の軽減判定が誤っていたというものです。</p> <p>他市町村ではこのことを受け、国保についても点検をしています。</p> <p>なお 1 月上旬から 4 月上旬の間に広域連合及び市町村において所得の把握をしております。</p> <p>我が町ではどのように取り組んでいますか。</p>		
41	〃	国民健康保険について	<p>新聞報道によると国民健康保険が 2018 年に都道府県に移行すると、保険料の上昇が 5%を超える市町村が 69 市町村あると報じられています。</p> <p>我が町も上昇する市町村に入っていますが、どれくらいの上昇となりますか。</p> <p>また、道が財政支援の検討をしているとも報じられています。どのようなものでしょうか。</p>	町長	
42	〃	建設行政について	<p>①間口の除雪について</p> <p>除雪のとき玄関前などに残される雪は悩みの種です。</p> <p>この解決のため旭川市の鉄工所が開発した除雪車のアタッチメントが古平町において導入されましたが、どのようなものでしょうか。</p> <p>よければ我が町でも導入してみたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>②町有財産や施設貸付け、貸室などで条件が異なるように思います。</p> <p>町有施設の貸館においては、利益を上げたり商売目的の場合は有料となります。</p> <p>しかし、駐車場や公園においてそのような場合でも、減免しています。</p> <p>全町で統一した基準を作るべきではないでしょうか。</p>	町長	

番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求める者	メ モ
43	原田 芳男	学校教育について	<p>(町長)</p> <p>1. 給食費の無料化の実現を 近年、子育て支援及び子供の貧困化の増大から学校給食費の無償化が進んでいます。 我が町もこれらの観点で実現するよう求めます。</p> <p>(教育長)</p> <p>2. 入学時における保護者負担の軽減を進めては 小学校及び中学校において入学時の保護者負担は保護者の悩みあります。 町において援助すべきではないでしょうか。(教材)</p> <p>3. 要保護の入学準備金が約倍額になりました。準要保護にも適用すべきでは。</p> <p>4. 学校図書の実を。</p>	町 長 教育長	